

長崎市の人権啓発活動

人権啓発に関する講演会や講座の実施



人権の花運動などの人権擁護委員活動の支援

人権啓発に関する資料の作成・配布



人権啓発パネルの展示

人権が侵害されたと思ったら…一人で悩まず相談しましょう

人権問題に関する相談

みんなの人権110番

☎0570-003-110

女性の人権ホットライン

☎0570-070-810

子どもの人権110番

☎0120-007-110 (フリーダイヤル)

※いずれも受付時間は 平日8:30~17:15

お問い合わせ 長崎地方法務局人権擁護課

☎095-820-5982

夫婦問題、DV、セクハラに関する相談

アマランス相談(配偶者暴力相談支援センター)

☎095-826-4417

一般相談 ※予約優先 毎日 10:00~12:00 / 13:00~16:00

水曜夜間電話相談 (祝日を除く) ※予約優先

水曜日 18:00~20:00

心の健康相談 ※予約優先

月2回 13:00~16:00

法律相談 (祝日を除く) ※一般相談後、要予約

毎週金曜日 13:00~16:00

※いずれも年末年始を除く

全ての人が生まれながらに持っているもの

~それが人権です~



長崎人権イメージキャラクター ヒマワリさん

長崎市

印刷 令和5年3月
編集・発行 長崎市民生活部人権男女共同参画室
電話 095-826-0026
E-mail jinkendanjo@city.nagasaki.lg.jp
印刷業者 社会福祉法人 恵風会

※この冊子は障害者の自立支援のため、障害者支援施設等に発注して作成しました。

女性の人権について

主にセクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス(DV)、ストーカー行為などが社会問題になっています。その被害者の多くは女性です。皆さんの周りに、困っている方はいませんか？



セクシュアル・ハラスメント

例えば・・・

- ①同僚から交際を求められ、断ったら仕事上の嫌がらせをされている。
- ②職場で顔を合わせる度に、「まだ結婚しないのか」などと言われる。
- ③時々、肩や髪の毛などを触る上司がいて不快で仕方がない。
- ④性的な会話やからかいをされる。

どうすればいいの…

悩んだり困っていませんか？

様々な悩みも専門機関に相談することで、解決に向けてアドバイスや支援を受けることができます。まずはご相談を！

DV・ストーカーのことは

- ・県警本部……………095-820-0110
- ・長崎県長崎こども・女性・障害者支援センター……………095-846-0560
- ・NPO法人 DV防止ながさき……………095-832-8484

職場でのセクハラ・パワハラなどは

- ・長崎労働局……………095-801-0050

アマランス相談

相談無料

長崎市では、夫婦や家族、恋人のこと、人間関係、セクハラ、DVなど、日常で悩んでいることについて、女性相談員がお話をお伺いし、問題解決のお手伝いをします。

相談先は裏面をご覧ください。

秘密は守ります

妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント

例えば・・・

- ①上司に妊娠を報告したら、「辞めてもらうしかない」と言われた。
- ②育児短時間勤務をしていたら、同僚に「迷惑だ」と何度も言われた。
- ③妊婦検診のための休暇を認めてもらえない。



ストーカー行為

同一の者に対してつきまとい等を反復して行うことです。

ドメスティック・バイオレンス(DV)

配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振られる暴力(身体的・精神的・性的)をいいます。



インターネットを使った人権侵害



様々な人権問題がありますが、インターネット、とりわけSNSを使った誹謗中傷がニュースになるなど、今話題となっている人権問題です。

みなさんが何気なく使っているスマホやタブレットも、人権侵害が生じるツールであることを知っておきましょう。



- ・匿名だし、何を書いても大丈夫
- ・攻撃的な言葉を使ってみよう
- ・うわさ話・嘘を広めてやる
- ・個人の連絡先や住所を書き込もう
- ・個人の写真を無断でアップしよう

など…

これらはすべて相手を傷つけることにつながりかねない行為です



誹謗中傷や個人情報の特定・拡散などは人権侵害です！

すべて自分に置き換えて考えてみましょう！

誰もが加害者にも被害者にもなり得ます。

思いやる気持ちを持ちましょう。

そして出所不明の情報にまどわされず、正しい情報を採り入れましょう。

※男性も女性も、加害者にも被害者にもなり得る問題です。また、異性に対するものだけでなく、同性に対するものも該当します。

第3次長崎市人権教育・啓発に関する基本計画を策定しました

一人ひとりが認め合い、人が人を大切にする
「希望あふれる人間都市」の実現

長崎市が策定した第3次長崎市人権教育・啓発に関する基本計画
(計画期間:令和4年度～令和12年度)の基本理念(めざす姿)です。

すべての人の人権が尊重され、一人ひとりがお互いの人権に配慮した行動がとれる社会を実現するために、人権教育や啓発を市民、事業者、行政が一体となって取り組んでいきます。



この基本計画では、新たな主要課題として**性的少数者と犯罪被害者等**に関する取り組みを明記しています。

長崎市が取り組んでいる個別の分野



犯罪被害者等の人権について

誰もが突然、**犯罪被害者になる可能性があります。**

犯罪被害者やその家族は、直接的な被害だけでなく、精神的ショックや周囲の人々の配慮に欠けた言動など、様々な二次被害に苦しめられることも少なくありません。

例えば…



- ・マスメディアの取材・報道によるプライバシーの侵害
- ・第三者によるうわさ、偏見、誹謗中傷

犯罪被害者等が、再び平穏な生活を取り戻すためには、皆さんの理解と支援が必要です。

もし犯罪被害にあってしまったら・・・



ひとりで悩まないで、**ご相談ください!**

長崎市では、関係機関と連携・協力し、被害から回復するためのお手伝いをしています。



長崎市犯罪被害者等支援
総合相談窓口
☎095-829-1211へお電話を!

性的少数者の人権について

最近では、性的少数者の総称としてLGBT(Q+)という言葉が使われ、浸透してきました。

皆さんも「知っているよ」と思うかもしれませんが、その当事者の思いや悩みなどを考えたことがありますか？

もし、あなたが相談を受けたらどうしますか？

人口の1割くらいが性的少数者だと言われています。
あなたの近くにいるかもしれません。



- L: レズビアン (女性に恋愛感情を抱く女性)
- G: ゲイ (男性に恋愛感情を抱く男性)
- B: バイセクシュアル (男女両方に恋愛感情を抱く人)
- T: トランスジェンダー (出生時に割り当てられた性に違和感を持つ人。性同一性障害者など)
- Q+: クエスチョニングなど (自分の性的指向や性自認がわからない、はっきりしていない人など) これらの他にもさまざまなセクシュアリティがあります。

アウティングってなあに？



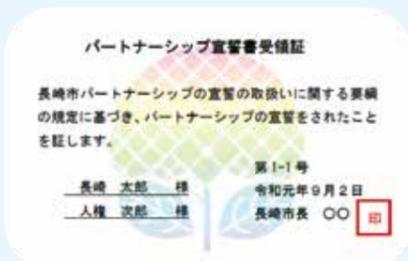
本人の了承なく、性的思考や性自認についてほかの人に言いふらしたり、SNSなどに書き込んだりして暴露することです。

本人が「カミングアウト」することとは異なるため、アウティングはプライバシー侵害に当たります。また、公表するかしないかは本人が決めることです。**アウティングは絶対に行ってはいけません。**



性的少数者の方々が感じている、様々な悩みや嫌な思いなどの生きづらさの解消につながる取り組みとして、長崎市では**パートナーシップ宣誓制度**を導入しています!

性的少数者のカップルがその関係性を市長に宣誓した事実を証明する制度で、市がその関係性を尊重し、社会生活上の支障を軽減しようと支援する取り組みのひとつです。



詳しくはコチラ
→→→



人権とは、生まれた時から、人間として幸せに生きていくための権利で、すべての人が等しく持っている権利です。

インターネットの普及により、SNSを使ったコミュニケーションが増えている現代では、相手が見えないことから攻撃的になりがちです。

でも、よく考えてみましょう。あなたにも人権があるように、相手にも人権があります。

いろんな人がいることを認め合い、相手の気持ちを考えて、お互いを思いやり、尊重した行動をとることで、暮らしやすい社会の実現につながるのではないのでしょうか。